

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

住民基本台帳法第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年11月1日から令和6年10月31日までの閲覧の状況

閲覧年月日	請求者・申出者(委託者)	閲覧者(受託者)	請求事由の概要	閲覧に係る市民の範囲
令和5年11月15日	(株)野村総合研究所	(社)中央調査社	テレビ視聴に関する調査	平潟町 14名
令和6年 6月12日	内閣府政策統括官	(株)サーベイリサーチセンター	首都圏の住宅における感震ブレイカーの普及状況等に関する調査	磯原町大塚 26名 中郷町上桜井 26名